

## 社会基盤 ME 養成講座（愛媛大学 履修証明プログラム）の厚生労働省助成金申請について

- 以下の認定により、本講座は平成 31 年度講座から助成金の申請が可能となりました。  
文部科学省「職業実践力育成プログラム (BP)」の認定済み ⇒ 平成 29 年 4 月以降の課程厚生労働省「専門実践教育訓練」の認定済み ⇒ 平成 31 年 4 月 1 日付で指定

### ■ 該当する助成制度とコース

- ①人材開発支援助成金（旧キャリア形成促進助成金）制度      特定訓練コース
- ②人材開発支援助成金（旧キャリアアップ助成金）制度      特別育成訓練コース
- ③専門実践教育訓練給付金

※それぞれの対象者に応じて、①～③を選択してください。

「雇用保険の被保険者」の場合は、①が申請するコースです。

### 社会人のみなさま

※ 個人が自発的に費用負担の上、教育訓練を受けた場合

～専門実践教育訓練給付金の支給～	～特定一般教育訓練給付金の支給～
<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: small;">職業実践力育成プログラムにおける編成課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 正規の課程</li> <li>・ 特別の課程（履修証明プログラム）：120時間以上の課程</li> </ul> <p>◎ 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が、専門実践教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一部を支給します。</p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: x-small;">支給の主な条件</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付金を受給するためには、雇用保険への加入期間が3年以上（初回の場合は2年以上）である必要があります（過去に給付金を受給した場合、その時の受講開始日以前の期間は通算できません）。</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: x-small;">給付の内容</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給します。</li> <li>● さらに、課程修了後1年以内に資格取得等し、雇用保険の一般被保険者として雇用された又は引き続き雇用されている場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加で支給します。</li> </ul> <p style="font-size: x-small;">※給付金には様々な受給要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: small;">職業実践力育成プログラムにおける編成課程</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特別の課程（履修証明プログラム）：60時間以上120時間未満の課程</li> </ul> <p>◎ 在職者又は離職後1年以内（出産・育児等で対象期間が延長された場合は最大20年以内）の方が、特定一般教育訓練を受ける場合に、訓練費用の一部を支給します。</p> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: x-small;">支給の主な条件</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 給付金を受給するためには、雇用保険への加入期間が3年以上（初回の場合は1年以上）である必要があります（過去に給付金を受給した場合、その時の受講開始日以前の期間は通算できません）。</li> </ul> <div style="background-color: #f4a460; padding: 2px; text-align: center; font-weight: bold; font-size: x-small;">給付の内容</div> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 受講費用の40%（上限40万円）を受講終了後に支給します。</li> </ul> <p style="font-size: x-small;">※給付金には様々な受給要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。</p>

### 企業のみなさま

※企業の費用負担がある場合

～キャリア形成促進助成金／キャリアアップ助成金の支給～

◎ 従業員に専門実践教育訓練を受講させ又は受講を支援する場合に、キャリア形成促進助成金／キャリアアップ助成金により訓練経費や訓練期間中の賃金の一部について助成が受けられます。

助成額／助成率

- キャリア形成促進助成金中長期キャリア形成コース（対象者：雇用保険の被保険者）  
経費助成：1/2（1/3）      賃金助成：800円（400円）（1人1時間当たり）
- キャリアアップ助成金人材育成コース中長期キャリア形成訓練（対象者：有期契約労働者等）  
経費助成：訓練時間に応じ15～50万円（10～30万円）      賃金助成：800円（500円）（1人1時間当たり）

※括弧内は大企業の額  
※給付金には様々な受給要件がありますので、詳しくはHP等をご覧ください。

### ■ 申請手続きの詳細について

人材開発支援助成金    ご案内 <https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000632089.pdf>

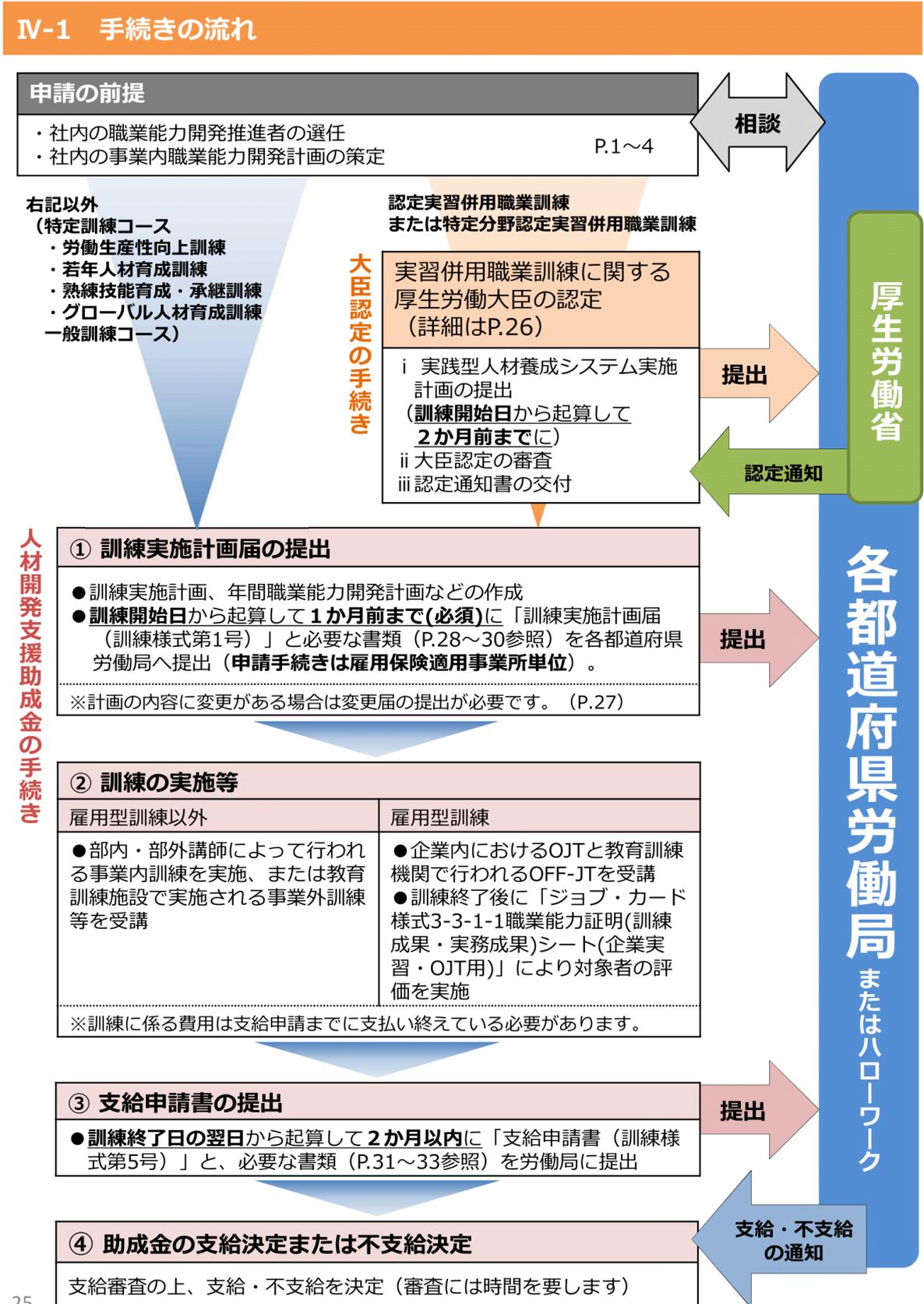
問合せ先：愛媛労働局助成金センター    担当（サイトウさん）、089-987-6370

■ 手続きの流れ

「特定訓練コース」の場合、申請手続きの流れは以下の通りです。

(“令和3年度版パンフレット(特定訓練コース、一般訓練コース)詳細版”より抜粋)

※訓練開始日から起算して1か月前までに必要書類の提出が必須です。



人材開発支援助成金の手続き